

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成22年12月6日(月曜日)
午前9時27分～午後0時43分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山 本 昌 二 委 員 長 岡 山 隆 副 委 員 長
徳 並 伍 朗 委 員 大 中 宏 委 員
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 主 査
岡 崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
永 富 康 文 教 育 長 金 子 彰 教 委 事 務 局 長
石 田 淳 司 教 委 事 務 局 次 長 松 本 孝 志 教 委 学 校 教 育 課 長
佐 藤 和 美 教 委 社 会 教 育 課 長 高 橋 文 雄 教 委 文 化 財 保 護 課 長
篠 田 尊 教 委 体 育 振 興 課 長 山 田 悦 子 市 民 福 祉 部 長
古 屋 勝 美 市 民 福 祉 部 次 長 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 市 民 課 長
田 代 裕 司 市 民 福 祉 部 地 域 福 祉 課 長 佐 々 木 郁 夫 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長
白 井 栄 次 市 民 福 祉 部 高 齢 福 祉 課 長 堀 洋 数 美 東 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 長
竹 澤 茂 秋 芳 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 長

午前9時27分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。只今より教育民生委員会を開会いたします。それでは先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案10件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。よろしくお願い致します。

委員長（山本昌二君） 各委員さん、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。まず最初に議案第13号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 議案第13号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、美祢市河原コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を次のとおり制定するものとするということで、11月30日に提出した議案について説明申し上げます。（発言する者あり）13-1ページでございます。それではまずコミュニティセンター設置の目的を第1条に掲げております。地域住民のコミュニティ活動と生涯学習の拠点として活用し、産業及び教育文化の振興を図り、以って地域活性化に資するための施設を設置する。ということにしております。名称及び位置でございますが、第2条で施設の名称及び位置は次のとおりとする。名称、河原コミュニティセンター、位置については、美祢市伊佐町河原608番地でございます。続きまして、この施設を管理するものでございます。第3条河原コミュニティセンターは、美祢市教育委員会が管理する。ということになっております。次にこの施設の管理人として、センターに管理人を置くことができる。ということにしております。それから施設の使用の許可についてであります。第5条にセンターを使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。次に第2項で教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないということで禁止事項を掲げてあります。第1号に公益を害し、風紀を乱

すおそれがあると認められるとき。2号建物、附属設備、器具その他工作物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。3号センターの管理上支障があると認められるとき。4号前3号に掲げる場合のほか、教育委員会において適切でないと認められるとき。第3項で教育委員会は、センターの使用を許可する場合において、使用の目的、範囲、期間及び使用料その他管理上必要な条件を付することができる。ということにしております。次に使用料でございます。第6条でセンターの使用の許可を受けた者は、その使用区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。としております。別表については後程ご説明申し上げます。次に第2項で前項の使用料は、使用を許可された際にこれを納付するという事で、前納をとっております。それから使用料の免除であります。第7条使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、免除についてされる。ということで、免除規定を設けております。第1号で本市の議会又は執行機関。これは執行機関の附属機関を含むものですが、使用するとき。第2号に市内の社会教育団体が本来の目的のために使用するとき。ただし、別表に定めるその他の使用料は、徴収する。第3号で前2号掲げる場合のほか教育委員会において、特に必要と認められるとき。ただし、別表に定めるその他の使用料は、徴収するという事にしております。次に使用料の減額でございます。第8条で使用料は、別に定めるところにより減額することができる。ただし、別表に定めるその他の使用料は、徴収する。ということにしております。それから使用料の還付であります。基本的に使用料は還付しませんが、第9条で既納の使用料は還付しませんが、ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の全部を還付することができる。ということで、還付の条件を記しております。第1号で天変地異その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったとき。第2号で使用する日の5日前までに、使用の取消し又は変更したとき。第3号で管理上の都合により許可を取り消し、又は変更したとき。でございます。それから目的外使用、あるいは、権利譲渡等の禁止を第10条で掲げております。使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を他に譲渡し、もしくは転貸してはならない。それから施設の造作等の制限を第11条で掲げております。使用者は、使用のため特別の設備をし、又は造作を加えてようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受け、使用者の負担においてこれを行わなければならない。それから使用許可の取消し等について第12条に掲げてあります。教

育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、もしくは停止し、又は許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあってもその責めは負わない。第1号でこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。第2号で第5条第2項に該当する事由が生じたとき。第3号で許可の条件に違反したとき。を取り消しの条件にしております。それから原状の回復でございます。第13条で使用者は、センター又は附属施設若しくは器具の使用を終わった時、又は使用を停止されたときは、これを直ちに原状に復さなければならない。第2項で使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。ということにしております。それから損害賠償の規定を第14条で掲げてあります。使用者は、故意又は過失によりセンター又は附属施設、器具その他工作物、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。としております。それから使用の制限について第15条に掲げてあります。教育委員会は、使用者に対し、次の各号のいずれかに該当するものについて、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。ということで第1号で秩序又は風紀を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者。第2号で動物を携行する者ただし、盲導犬、介助犬及び聴導犬は除く。としております。又は他に危害を及ぼし迷惑となる物品を所持する者。第3号で前2号に掲げるもののほか、施設管理上不適當と認められる者。最後に委任事項として第16条でこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。ということにしております。附則として、この条例の施行時期は平成23年4月1日から施行する。ということにしております。先程後程申すと申しております別表についてご説明申し上げます。これは第6条から第8条に掲げる使用料あるいは使用料の免除、減免についての規定に関係したものでございます。河原コミュニティセンター施設使用料として、時間ごとに一応区分けをさせていただいております。そしてまず和室についてでございます。和室は30人から40人使用収容の施設でございます。53平米でございますが、午前9時から12時までが300円、午後12時から17時までが500円、夜間として17時から22時までが600円、終日使われる全日として9時から22時までが1,300円としてお

ります。それからアリーナでございます。これは60人から90人収容の123平米の施設でございます。午前9時から12時までが300円、午後12時から17時までが500円、夜間の17時から22時までが600円、全日の9時から22時までが1,300円としております。当施設には調理室もございまして、これが27平米でございます。午前使用の場合が300円、午後12時から17時までが500円、夜間の17時から22時までが600円、終日の9時から22時までが1,300円としております。それから先程第7条8条の免除とか減免の中で申したその他の使用料でございます。その他の使用料について冷房、暖房使用料は、使用料の10分の5相当額を徴収する。ということです。それから調理室の湯沸かし程度の使用は、使用料を徴収しない。ということにしております。備考として、市外居住者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の10分の20に相当する額を加算した額とする。ということにしております。以上で美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例のご説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） この度河原の地区には従来これに類する施設があつて、今回新築された。これに伴つてこういう条例を制定されたんですか。それとも以前からこれに類する条例というのがあつたのかどうか。その辺私自身調べておりませんので、経緯をちょっとお聞かせ願いたい。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 只今のご質問のお答えさせていただきます。当河原コミュニティセンターについては、類する施設と言うことでございますが、これに類する施設としてこの条例の基となったものというか、これを参考にさせていただいた施設が、やはり伊佐町にございます上野のコミュニティセンターがでございます。基本的にこの条例を参考にこの設置及び管理に関する条例を提案させていただきました。そしてまた当施設の実施しているところのこういうコミュニティ施設に関する施設ですが、これは宇部興産が以前この地区にいわゆる集会施設として寄附した河原睦会館というのがございます。これが非常に老朽化してまいりまして、地区の方がコミュニティ施設として設置を長く希望しておられました。施設も古くなったということで、宇部興産の了解を得てこれを解体し、ここに河原コミ

ユニティセンターを設置するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 大変良いことですが、2点ばかり。一つはコミュニティセンターという名称についてちょっと拘るわけです。県下では周南市がコミュニティ活動のセンターという形で社会教育施設を兼ねて設置している。これは本格的な自治省関係の一つの施策で、それと今度文部省関係の教育関係に拘わっては地区公民館とか何々公民館という名称でこういった施設を設置し運営しておる。そうすると本コミュニティセンターは、そういう産業及び教育文化の振興を図る地域づくりのセンターという意味合いで上野と河原にコミュニティという言葉で設置され、教育委員会がこれを管理・運営していくと、こういう基本的な考え方が出てるわけですが、将来こういったこの公民館以外の地域で、こういう活動の拠点になるようなのを地域コミュニティセンターという名称で、活動振興を図っていくというのを教育委員会でどのように考えておられるか。というのはここには人的な配置は多分されてないんじゃないかと。とすると地区住民の自主的な活動が主体となっていくんだろうと思う。そうすると地区住民の自主的な活動の上に、この間の活用なされるときに、社会教育団体に認定されてないということになると、今度使用料を免除ができなくなる。その辺の兼ね合いというのはどういうふうに考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 只今のご質問に答えいたします。コミュニティセンターの名称でございますが、委員さんの言われるとおりいわゆる地域づくりの一環としてですね、いわゆる産業の面にも、あるいは地域のコミュニティづくりにも役立ててもらおうということで、コミュニティセンターという名称を冠しております。将来この地域づくりのそういう施設について、公民館という名称じゃなくて全てこういう名称にするかというのは、いわゆる設置の目的によってですね大きく変わるわけで、いわゆる社会教育活動に限定するものであれば、公民館という名称にすべきと思いますが、やはり産業等を絡むということになると、やはり公民館ではちょっと名称がふさわしくないというふうに考えております。そういうことでお答えになったかどうか分かりませんが、以上で終わります。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今後地区の住民の非常に関係すること。というのは例えば農地、水、環境、工場の団体がこの活動をするとか、営農組織の団体が利用するということになる、社会教育関係団体という免除規定から外れていくんじゃないだろうか。現に公民館で地域農業振興のために環境保全のグループが使用する際には、使用料を出しているわけですね。そうするとこのコミュニティという言葉で今の産業振興に拘わってくれば、地域のそういう諸団体、河原営農組合というのも法人の組織もごさいます。また独自産業という形で地域の新しい産業振興に拘わるような活動をそこでやろうとしたときに、自由に使われるかということと使用料というのが頭に入ってくるわけですが、その辺はどうなりますか。

委員長（山本昌二君） はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 只今のご質問のお答えさせていただきます。同じような産業及び地域のコミュニティづくりの施設として、同じようなものが先程上野にあると申しましたが、美東町のいわゆる公民館といわれる施設は全てそういうふうなコミュニティ扱いの施設でございまして。従って、美東町の4箇所公民館といわれるものがありますが、そこでは全て使用料は徴収させていただいております。何らかの減免措置はございまして、基本的に使用料は徴収させていただいております。一応そう言う考え方で産業が絡むということになると、単なる公民館活動でいわゆる全額免除というわけにはいかないと。そして基本的にですね利用者にもある程度相応の負担をお願いしたいという考えでおります。以上です。

委員長（山本昌二君） 河本委員いいですか。他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対する質疑はございせんので、これよりご意見をお伺いしたいと思います。ご意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第13号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第14号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いします。田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは議案第14号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。議案書の14ページをご覧頂きたいというふうに思います。また参考資料15ページも合わせてご覧下さい。それではご説明を申し上げます。この度の改正につきましては、平成23年4月1日から新たに厚保小学校内に放課後児童クラブを設置しようとするものであります。この児童クラブの開設につきましては、昨年7月14日付けをもちまして地区の主任児童委員、また厚保小学校の保護者の代表の方から、西厚保地区に児童クラブ設置に係る地域住民の皆さんの署名と併せまして、要望書の提出をいただいたところであり、これを受けまして市といたしましても、保護者の就労支援の立場から児童クラブ設置を推進することといたしたところであります。場所の選定につきましては、当初厚保公民館も候補に挙げ検討してまいったところでございますけれども、小学校から遠いこと、また国道を横断することとなり危険であるなどから厚保公民館を断念し、教育委員会とも協議を申し上げまして、厚保小学校内の空き教室がございますが、その一部を改修をして実施することとしたところであります。なお、この改修にかかる経費につきましては、6月定例議会における教育民生委員会で報告いたしましたが、平成21年度からの繰越明許費の地域活性化経済危機対策臨時交付金を主な財源とした、児童クラブ実施支援事業で実施することといたしております。なおこの条例の施行時期は平成23年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりましたが、本案に対するご質問はございませんか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 児童クラブが設置されるということは大変いいことだと思います。そこでちょっとご質問ですが、この事業をする主体、児童クラブの主体はどこがやられるのでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 地元の今、厚保小学校の代表者の方と協

議をいたしまして、地元を受け入れ体制を整えていただいております。協議会を設立いただきまして、また協議会のほうで指導者の募集を頂き、指導者を設置して責任を持って子どもさんをお預かりするということにしております。ですから協議会のほうに委託をするということになります。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） まだはっきりその組織ができて決まったわけじゃないということですね。地元の方がよく協議されて地元の子どもさんをしっかり守っていくということで、それは大変いいことだというふうに思うので、協議会を是非進めてもらいたいのが1点なんです。あとの議案の議案のほうで質問しようかと思っておったんですが、豊田前の保育所で今ですね。それこそ昨年からは児童クラブ的なものを無償でやっていただいているというふうに思っておりますが、去年、一昨年ですか、予算を上げて頂いて紫光会というところが児童クラブをやりたいといったときに、社会福祉法人の資格がないとなかなかそれは難しいよというようなお話しがあって、施設の改修とかの予算が付いたんですけど、それを断念せざるを得ないという事態が出たと思うんですよね。そういった件でここも社会福祉法人の資格を取られてやるのか、それとも学校なんで施設を改修するというようなことが出てこないんで、それは新たに社会福祉法人という資格を取らないで、ただの協議会というような形でやられるのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 西岡委員のご質問にお答えいたします。今回考えております厚保児童クラブの運営につきましては、社会福祉法人ではなく協議会という任意団体の組織で、運営に携わって頂くこととしております。

委員長（山本昌二君） 西岡委員いいですか。他にございませんか。西岡委員。

委員（西岡 晃君） ということは、仮に（発言する者あり）

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 施設の改修につきましては、先程申し上げました国の経済危機対策臨時交付金を持って改修するというところでございまして、市が事業主体となって改修を行います。

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） ということは、公の施設なので改修が市の主体でできるとい

うことで考えてよろしいということですね。ということは、今ちょっと後の議案で聞こうかなと思ってたんですが、豊田前で保育園が移転するとなった時に、児童クラブが当然ちょっとできない状況になってくるといときに公の施設を使うのか、それとも今の旧紫光園という保育園のところの跡地を利用するのか、その辺を今考えておられるようですけど、どうしても改修に費用がかかってくると思うんですよ、その辺の件、公の施設なら社会福祉法人ではなくても可能だという認識で改めてよろしいということですかね。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 西岡委員のご質問でございますけれども、豊田前地域におきましては、委員おっしゃるとおり児童クラブの設置というのを望まれておるといふうには聞いております。私どもといたしましては、昨年あぁいった形で紫光会と社会福祉法人格取得が困難になったということで、児童クラブの施設につきましては、豊田前公民館とかその辺りで市の施設で対応できたという気持ちで今進めておるところであります。まだはっきりした皆さんにご披露申し上げるものはございません。

委員長（山本昌二君） 西岡委員いいですか。他にありませんか。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） ちょっと確認事項ですけど、何年か前までは児童クラブは小学校3年生までだったと思うんですけど、今はもう6年生でもいいことになってるんでしょう。

委員長（山本昌二君） はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 児童クラブにつきましては、一応3年生までということで原則維持をしておるところでございます。

委員長（山本昌二君） 柴崎委員いいですか。はい。

委員（柴崎修一郎君） 確か5年前にも一般質問したことあるんですけど、前任の市長のこと言っははいけませんけど、6年生までやりますという話でですね、それからずーと6年生になったような気がするんですよ。山口県内調べたら阿知須なんかは早くから6年生まで収容してましたからですね、兄弟がおって4年生と2年生が仮におったら場合2年生だけが預かって、4年生は預からんというのはちょっとやっぱり親がお互いに共稼ぎしてる場合心配だから預けるのであって、そういう

点で確かあんとき6年生まで受け入れますよと言う回答があったと思うんですけどね、今はやっぱり3年生までですか。

委員長（山本昌二君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 只今の質問ですが、美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の第6条に児童クラブに入会できるのは次の各号に該当する者と言うことで、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から小学校3年生までの児童、ただし市長が特に必要と認めるときは小学校6年生までの児童ということがありますので、但し書きで対応は可能です。以上です。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは質疑がないようでございますが、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第14号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を審査いたします。本委員会の所管事項につきまして執行部より説明を求めます。

なお、各会計において、歳出の人件費の補正で人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴う減額補正、また人事異動に伴う給与の増・減額補正につきましては説明を省略されて結構です。それでは説明をお願いいたします。田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） それでは平成22年度美祢市一般会計補正予算（第6号）26、27ページをお開き願いたいというふうに思います。まず歳出からご説明を申し上げます。款民生費・項社会福祉費・目社会福祉総務費・節扶助費におきまして887万5,000円減額計上しております。これは、平成21年度に創設された住宅手当緊急特別措置事業であります。離職によって住居を喪失、またはそのおそれがある方に対しまして、住宅費を支給する事業ですけども、

当初予算計上した世帯数に到達しなかったため減額計上いたしております。現在、継続受給者は1名であります。次に、節償還金、利子及び割引料におきまして229万7,000円計上いたしております。これは、同じく住宅手当緊急特別措置事業ですけれども、平成21年度分の補助金の精算返還分を計上いたしております。次の目障害福祉費・節償還金、利子及び割引料におきまして1,192万円計上いたしております。これは、障害者自立支援給付事業の受給者数が当初見積もった数に比較し少なかったことにより、平成21年度分の国・県補助金精算返還金を計上いたしております。以上です。

委員長（山本昌二君） 白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、その下の第3目老人福祉費・節繰出金49万4,000円の減額についてでございます。これは、この度の職員の人件費の変更に伴いまして、介護保険事業特別会計におきまして人件費が減額となりましたことから、繰出金を減額補正いたすものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） 続きまして、その下の目福祉医療助成事業費であります。扶助費におきまして重度心身障害者分、乳幼児分併せて1,987万5,000円計上しております。これは、それぞれ受給者の増加分であります。以上です。

委員長（山本昌二君） 白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、1-28、1-29をお開き願いたいと思います。上から2段目の第8目老人福祉施設費の増額補正についてご説明いたしたいと思います。本年7月15日の集中豪雨によりまして市内各地で災害が発生し、甚大な被害をもたらしたことはご記憶に新しいことと思いますけれども、特に、東・西厚保地区におきましては、この災害によりまして家屋にも大きな被害を受け、入浴もままならないご家庭がたくさんございましたことから、被災地と同地域の西厚保町にあります厚保老人憩いの家の浴場を開放いたしまして、利用していただくことといたしました。厚保老人憩いの家につきましては、通常、月・水・金曜日の午前9時から午後4時までを浴場の利用時間として定めておりますけれども、災害発生後、7月17日から9月30日までの間、月・水・金曜日に

については午前9時から午後8時まで、日・火・木・土曜日については午後3時から午後8時まで、そして10月の1ヶ月間につきましては、月・水・金曜日に限りまして、午前9時から午後7時までと、浴場の利用時間を変更し対応して参ったところであります。こういったことによりまして、燃料でございます灯油代並びに管理業務に対する委託料について、既定の予算での対応が困難となりましたことから、この度増額補正をいたすものでございます。まず燃料費についてでございます。年間予定使用量を超過すると見込まれております1,500リットルにつきまして、かねてからの原油価格高騰に伴う灯油代の値上げ等も考慮いたしまして11万8,000円を増額補正いたすものでございます。次に、委託料でございますけれども、厚保老人憩いの家の浴場を開放することにより、管理業務が発生いたします。臨時、若しくは追加して浴場を開放した89日分の管理業務委託料として35万8,000円を増額補正するものであります。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 先程の補正の説明の中で管理委託料を数字を間違えてご報告申し上げたようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、増額補正いたす分は35万3,000円でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 続きまして、国民健康保険費、繰出金でございます。これは、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、人件費といたしまして257万8,000円の減額補正でございます。

委員長（山本昌二君） 田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） 続きまして、項児童福祉費・目児童福祉総務費であります。需用費といたしまして1万2,000円計上しております。これは、特別児童扶養手当取扱事務費でございます受給者数の増加に伴い、今回、需用費として、消耗品費を計上しております。続きまして、委託料といたしまして18万1,000円計上しております。これは、デイケア、コアラハウスでございますけれどもデイケア推進事業で、平成21年度までは月1回県身体障害者センターから県費によりまして、講師を派遣していただいておりますけれども、平成22年度から県事業が廃止されたことにより、市単独により実施することとさせていただき予算計上をしております。次に備品購入費といたしまして37万6,000円

を計上いたしております。これは、この12月議会に条例改正の議案を提出しておりますけれども、厚保児童クラブ開設に伴う最小限の備品購入費でございます。内容といたしましては、テレビ1台、冷蔵庫1台、流し台等電気調理器を設置することといたしております。次に負担金補助及び交付金といたしまして81万6,000円を計上いたしております。これは、私立保育園に障害児1名が入所したことによる補助金でありまして、障害児保育事業補助金交付要綱により交付するものであります。次に目児童福祉施設費であります。30、31ページをお開きください。説明欄の002公立保育園運営経費に豊田前保育園移転に伴う経費を計上させていただいております。まず役務費といたしまして27万7,000円計上しております。これは、現在の豊田前保育園にございます管理しておりますピアノを始め大型備品の運搬経費を計上しております。また工事請負費として54万9,000円を計上しております。これは、園庭の遊具の移転工事請負費として計上させていただきました。続きまして、備品購入費でございます。施設備品といたしまして89万6,000円計上いたしております。これは、4月1日から保育年齢を2歳から1歳以上に引き下げることに伴う所要備品の整備費であります。続きまして、項生活保護費であります。現在、被保護世帯数は131世帯いらっしゃいます。需用費といたしまして3万1,000円、中程より下側になりますが、生活保護総務経費の中の燃料費といたしまして3万1,000円計上いたしております。これは、庁用車の燃料費であります。被保護世帯の増加と同じく相談件数・訪問件数も増加しておりまして、計上させていただきました。次の償還金、利子及び割引料におきまして117万9,000円計上いたしております。これは、平成21年度分国庫負担金精算返還金で、内訳は生活保護国庫負担金22万5,000円と生活保護適正化実施推進事業国庫負担金95万4,000円でございます。続きまして、目といたしまして、扶助費であります。失礼しました。117万9,000円計上いたしておりますけれども、一方の22万5,000円過年度分、国庫補助金等精算返還金、また95万4,000円につきましては生活保護適正化実施推進事業過年度国庫補助金等精算返還金、計117万9,000円でございます。失礼しました。続きまして、扶助費であります。生活扶助経費といたしまして4,220万9,000円計上いたしております。これは、保護世帯・保護人員増加によるものでありまして、内訳は生活扶助1,707万5,000円、住宅扶助527万3,000円、

教育扶助149万9,000円、次のページをお開き下さい。医療扶助1,836万2,000円であります。なお、支出に係る額の4分の3が国庫補助金であります。続きまして、款民生費・項災害救助費・目災害救助費であります。役務費といたしまして2万3,000円計上しております。これは、7月15日豪雨災害に伴う市単独の義援金及び日本赤十字社からの義援金配分にかかる皆様への通知用の通信運搬費として計上しております。続きまして、扶助費といたしまして6,222万円減額計上いたしております。この内訳は、9月定例議会において議決いただきました単独県費事業の被災者生活再建支援事業は、国の災害支援法が適用されたことによりまして、国制度による被災者再建支援制度に移行したことによるもので、被災者更生援護扶助として6,600万円の減額計上をさせていただき、市単独の被災者復興支援金といたしまして378万円を計上いたしております。市単独の増額分につきましては、9月補正予算作成後ご決定いただいた後に調査の結果、半壊家屋が増えたことによるものであります。続きまして、貸付金といたしまして1,800万円減額計上いたしております。この貸付制度は、被災後3ヶ月で締め切られますが、結果半壊家屋所有者1名の貸付でありましたので、未執行額1,800万円を減額計上いたしたところであります。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは続きまして、4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費でございます。19負担金、補助及び交付金として90万円を計上しております。これは未給水地区飲料水水源確保事業補助金でございます。予定しておりました8件に加えて、7月の豪雨により被災された地区からの要望が3件ございまして、それに対応をさせていただきまして、今回はその3件分について補正をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） それでは目2予防費、13委託料に395万3,000円でございますが、これは国の補助事業であります子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金にかかる委託料でございます。この事業は国が予防接種を促進するために基金を県に設置いたしまして、市町の事業に助成するものです。負担割合としましては、国が2分の1、市町が2分の1となっております。接種ワクチンの内訳としまして、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類が

対象でございます。接種単価については国が示した基準単価を基に県内統一価格になるよう、現在県医師会等と調整中であるというふうに聞いております。まず子宮頸がんワクチンについては、対象者が中学1年生から高校1年生の女子で3回接種、接種単価は未定ですが1回1万5,782円を見込みまして、対象者491人で、予算額が116万3,000円を見込んでおります。ヒブワクチンは対象者が0歳から5歳未満でヒブ感染症、細菌性髄膜炎等を予防するもので、接種開始が生後2ヶ月から7ヶ月未満の場合は4回、7ヶ月から1歳未満の場合は3回、1歳以上5歳未満の場合は1回接種というふうになっております。接種単価は1回8,500円を見込んでおりまして、対象者は856人、予算額124万2,000円を見込んでおります。それから小児用の肺炎球菌ワクチンはヒブワクチンと同様の対象者でございます、肺炎細菌性髄膜炎、貧血症等を予防するものです。接種開始が生後2ヶ月から7ヶ月未満の場合4回、7ヶ月から1歳未満の場合3回、1歳以上2歳未満2回、2歳以上から5歳未満は1回接種というふうになっております。接種単価を1回9,500円と見込んでおりまして、予算額を154万8,000円と見込んでおります。この三つのワクチンの接種の合計額として395万3,000円を計上するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、松本課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） それでは44ページを、45ページをお開き下さい。中程ちょっと上のところでございますけれども、10款教育費・2項小学校費・目2教育振興費のやまぐち学校教育支援員活用促進事業において、賃金でございますけれども235万円の減額補正をお願いするものであります。これは県の2分の1の補助事業でございますけれども、学校に非常勤の支援員を配置して配慮しようとする児童の支援を行うことで、一人ひとりが落ち着いて学習できる出来る環境を確保するという事業でございます。これは県の事業でございます、当初県のほうには4名分を希望して、4名分の予算を計上してございましたけれども、県のほうで2名の配置ということになりましたので、予算の減額をお願いするものであります。それからその下のところございますが、3項中学校費でございます。目2の教育振興費の同じくやまぐち学校教育支援員活用促進事業において569万1,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これは中学校のほうの事業は小学校とは違いまして、中学校2年生、それから中学校3年生を35人学級

化するために、非常勤の講師を配置する事業であります。対象の学校は大嶺中学校です。本来この事業も県の2分の1の補助事業で、3名の非常勤講師を配置し、その2分の1を予算計上しておりましたけれども、本年度に限って県が全額支出をすることということで、県の直接事業という形になりましたので、予算の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それでは目3学校施設整備費でございます。1,083万6,000円を増額補正をお願いするものであります。これは現在大嶺中学校と秋芳北中学校を学校耐震化事業におきまして、改築工事を施工しており、来年2月のは完成することということで進んでおるところでございます。つきましてはそれに係ります竣工式の経費、グランドピアノの移動経費学校施設備品の整備経費を計上するものです。以上です。

委員長（山本昌二君） 高橋課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、46ページ、47ページをお開き下さい。目の5文化財保護費の中の節17公有財産購入費でございます。88万7,000円の増額を計上しております。これは本年度から5ヶ年計画で長登銅山跡の土地の買上事業を進めておるんでございますが、本年度買上予定地の立木の調査を行いました結果、立木補償が当初予定よりも大幅な減額となりましたので、土地を一筆追加購入するために計上したものでございます。土地購入費が460万6,000円の増、そして立木、竹購入費が371万9,000円の減という形で、追加分88万7,000円をお願いするものでございます。ただこれも国の史跡等の購入費国庫補助金の対象事業でございまして、国庫支出金よりの補助。また当初予算には県の補助金が確定してませんでした。この度確定しておりますので、15万9,000円の補助金を計上しております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） それでは歳入につきまして、ご説明を申し上げます。戻っていただきまして、10ページ、11ページをお開き下さい。14款国庫支出金・1項国庫負担金・目1民生費国庫負担金であります。節3といたしまして、生活保護費負担金を計上しております。この生活保護費負担金、これは歳出で説明申し上げました生活保護の扶助費に充てる国庫負担金部分でございます。

扶助経費4,220万9,000円の4分の3にあたる部分でございます。中程ですけども、項国庫補助金・節社会福祉費補助金といたしまして887万5,000円減額計上しております。これは、歳出の住宅手当緊急特別措置事業におきまして減額計上いたしました10割にあたる額でございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、同じく14款国庫支出金・2項国庫補助金の中の5教育費国庫補助金でございます。先程申しました史跡等の購入費の国庫補助金といたしまして、63万2,000円を見込んでおります。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） 続きまして、項委託金・目民生費委託金・節児童福祉費委託金におきまして、特別児童扶養手当取扱事務費といたしまして6,000円を計上いたしております。これは歳出で説明いたしました児童福祉総務経費の需用費に対応するものであります。次の12ページ、13ページをお開き下さい。款県支出金・項県補助金・目2民生費補助金・節社会福祉費補助金といたしまして3,125万2,000円減額計上しております。これの内訳といたしまして、先程、歳出においてご説明いたしました福祉医療助成事業費の県補助金部分でありまして、重度心身障害者分15万8,000円、乳幼児分159万円の計174万8,000円と単独県費事業の被災者生活支援事業費6,600円減額計上しておりますが、その2分の1にあたります3,300万円を減額計上いたしております。以上です。

委員長（山本昌二君） 古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 続きまして、目3衛生費県補助金。1保健衛生費補助金197万6,000円でございますが、これは子宮頸がん等ワクチン接種促進事業にかかる事業費の2分の1、197万6,000円を計上させていただいております。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、松本課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） 目9でございます。教育費県補助金で386万1,000円の減額補正でございます。小学校費補助金、節1でございますが、やまぐち学校教育支援員活用促進事業でございますが、先程、歳出で説明いた

しましたように、4名の特別支援教育の支援員について県からの2分の1の補助金を見込んでおりましたけれども2名の配置とすることになりましたので、2名分の2分の1の補助金ということになりますので、117万5,000円の減額ということでございます。それからその下の中学校費補助金でございますが、3名の非常勤講師について2分の1の補助事業であったものが、県の直接事業という形になりましたので284万5,000円の減額ということでございます。

委員長（山本昌二君） はい、高橋課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、3番の社会教育費補助金でございます。これは先程も申し上げましたけれども、当初予算に置きましては県の補助金が確定しておりませんでしたので計上されておりましたけれども、このたび確定しておりますので、史跡等の購入費県補助金と言う形で15万9,000円を計上させていただいております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課（田代裕司君） それでは、14ページ、15ページをお開き下さい。款寄附金・項寄附金・目民生費寄附金・節災害支援金におきまして316万6,000円計上いたしております。この支援金は、7月15日豪雨災害にかかる義援金及び支援金の受付を8月2日から9月30日までの間、約2ヶ月間市役所、市内の金融機関の支店・支所・出張所、社会福祉協議会、市内大型スーパー、及びコンビニエンスストアに協力をいただきまして、受け付けたところでございますが、義援金といたしまして183万7,500円、また支援金といたしまして316万6,508円のご協力をいただいたところであります。この支援金は、災害救助費に充当することとしております。義援金の183万7,500円につきましては、県からの義援金779万8,750円と併せまして、11月5日に災害義援金配分委員会を開催いたしたところでありますが、その委員会におきまして、配分方法を決定をさせていただき、年末までに被災者に届けるべく事務を現在進めておるところであります。次に、同じページの下側になりますが、款諸収入・項雑入・目雑入・節民生雑入におきまして、高額医療費返還金として637万1,000円計上いたしております。これは社会保険分の高額医療費であります。福祉医療補正予算の財源として充当することといたしております。次のページ16ページ、17ページをお開き下さい。款市債・項市債・目民生債・節災害援護資金貸付事業債と

いたしまして1,800万円を減額計上させていただいております。これは、歳出の災害救助費の貸付金1,800万円減額計上したものに对应するものであります。続きまして、ずっと行って54ページをお開きいただきたいと思います。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書中、3その他、(1)災害援護資金貸付事業債補正前1,950万円を1,800万円減額補正し、150万円といたしております。以上で説明を終わります。

委員長(山本昌二君) ありがとうございます。それではこれで10分間ほど45分まで暫時休憩させていただきます。

午前10時37分休憩

.....
午前10時46分再開

委員長(山本昌二君) これより委員会を再開いたします。説明が終わりましたが、本案に対する質疑はございませんか。はい、西岡委員。

委員(西岡 晃君) 再三、すみませんけど、公立保育園の運営経費ということで、豊田前保育所の移転が経費をあげられています。この移転については、十分市民と豊田前の方と懇談されて、納得していただいたというふうに思っております。その中で保護者の方、地域の方からいろいろな保育園を移転するに当たって、要望書が法務省なり市のほうに提出されたと思いますが、その要望書がこういった形で、どの程度反映され、現在のところ反映されて、応えられるのかということがわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

委員長(山本昌二君) はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長(田代裕司君) はい、ご質問に対しまして、お答え申し上げます。おっしゃるとおり地元からの当初、違和感なりあったらと思うんですけども、いろいろご要望等いただいておりますが、私どもといたしましては、やはり子どもの安全、そのあたりを考えたときに、特にこの施設が2階部分にあたるということから、センター側に対しても安全面に特に配慮を願いたいということを、現在、協議を進めておるところでございます。今ここですぐには、こういったことが改善されましたというものがございませんが、2階部分からのいろいろな安全面、また指導員、保育士から園庭をきちっと管理できるような状況にさせていただく。また園庭周囲にはフェンスを取り付けさせていただく。このあたりに

つきまして、センター側に要望しておりまして、また、度々のセンター側との協議によって4月1日に向け努力しておるところでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） ということは、まだ具体的に何ら法務省のほうから回答はないということですかね。

委員長（山本昌二君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 私どものほうから要望した事項、また、当然、地元なり保護者の皆さんからの要望をお聞きして要望するわけですが、その中で要望ありしだい、私どもも法務省のほうへ要望いたして、それ毎に回答はございますけども、なかなかいい回答はいただいておりますが、皆さんからの要望なりありしだい必ず、センター側に対しては、要望いたしております。先般皆様方の前で申し上げましたが、4月1日というのをあくまでも目標といたしまして、設定をいたしておりますけども、先に延びる可能性も移転の時期が先の延びる可能性もございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） なかなか要望の内容も私も若干お聞きしておりますので、工事の概要が決まってから、こういったことがばたばたと決まってしまって、法務省のほうも予算処置とかなかなか難しいというお話も聞いておりますが、やはり、先程言われたように、安心安全に通園できるようにしていただかなければいけないと思いますので、4月1日以降に入園、入所がずれるということも考えておられるようですけども、やはり最終的には、保護者の方の納得をしていただいて、要望事項が全てが100%の回答が出るとは思っておりませんけれども、そこに近づけるように、要望していただきたいと思っておりますし、今回、補正を組まれておりますけれども、もし仮に法務省ができないと言った場合、市としてどの程度までその保護者、地域の方の要望に応えていこうというふうにお考えなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 保護者からの要望につきましては、逐次センターのほうに伝えておりますし、今までの状況については、それぞれ回答があったものについては、うちのほうもまとめておりますが、ただ、施設については、いろいろ天

井を高くして下さいとか、明るさをもう少しとれるようにして下さいとか、施設面についても要望したんですが、それは大々的な工事になるためできないというような回答をもらっております。であれば、まずは、安全面ということで、確実に保育士が園児をきちんと対応ができるように、外部から来られた時にインターホンとかそういうもので、外部の来客がすぐに2階でも感知できるような形にしてほしいとか、それからフェンスをきちんと取り付けていただいて、外部と道ですね、道との遮断ができるように園児がそこから飛び出さないような形にしてくれとか、そういう施設の大工事が無理な分、その他諸々の備品等の対応をしてほしいという要望をしております。先程申しましたが、それが4月1日にきちんとできないようであれば、うちのほうも保護者と相談しながらその開園時期については、協議をしていきたいと思っております。今後については、協議を重ねながら、また指定管理者という形になりますので、市、指定管理者、国、それから民間の事業所も入ってきますので、4者での協議ということになってくると思いますので、大変複雑な形にもなってきますので、きちんとした体制ができたうえで対応をしていきたいと思っております。要望につきましては、今後も地道に引き続き、安全安心、ソフト面を充実できるような形で対応したいと考えております。

委員長（山本昌二君） 西岡委員いいですか、はい。ほかに、河本委員。

委員（河本芳久君） 文化財の面でお尋ねします。47ページですか。これは、長登遺跡の指定区域の土地購入費、この購入費で指定地域の何割ぐらいに該当するのか。それとも全ての面積をこの経費で購入されたのか。

委員長（山本昌二君） はい、高橋課長。

教委文化財保護課長（高橋文雄君） 只今のご質問にお答えいたします。今回の購入で約28,000平米でございます、指定範囲は、80,000平米以上ございますので、3分の1ぐらいの購入になると思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） これは、そうすると年次的に購入され整備されていく。そういう構想があるわけですか。とりあえず、重要な地区のみを先行投資して、購入すると。そういったことも考えられますが、その辺はどうですか。

委員長（山本昌二君） はい、高橋課長。

教委文化財保護課長（高橋文雄君） まずは、重要な地域を先行投資して、5年間

で購入していきます。それと同時に発掘調査が不十分でございますので、それも平行して行っていくということで、また、それと併せまして、それ以降の整備計画も立てながら、整備ができることは進めていこうかと思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） なかなか国も厳しい財政の中で、こういった文化財に対する補助というのが少なくなっている。そういった中で、国指定の文化財に対しては、ある程度国庫補助をつけて土地購入、整備計画をそれぞれ立てるわけですが、単市の場合でもやはり貴重な文化財として土地購入をしなくてはならない。そういう予定の計画というか、そういったものは、考慮されているのかどうか。いわゆる国庫補助があるからやるというんじゃなくて、単市でもこういった整備について、十分これから計画的に行っていきたいというそういうお考えがあるかないかを確認したいんです。

委員長（山本昌二君） はい、高橋課長。

教委文化財保護課長（高橋文雄君） 現在は、市指定の文化財としての購入ということにつきましては、計画はございません。今後、そうしたほうが良いというような案件が出てまいりましたら、検討していきたいと思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 本件について、2件ばかりお願いをし、今後の課題にしたい。一つは、秋芳町時代に重要遺跡として開発からこれを防いでいくと。そういうことで、先行投資としてその遺跡群一体の土地購入をした経緯がございます。その後、指定はなされぬままに管理も不十分なままになっている。そういったところの整備とか、美祢市の彦山、横道、これには、内陸部における古墳群として素晴らしいものが現在、残っている。ほとんどの市では、このぐらいのクラス古墳であれば全部、市ないしは県、ほとんど市指定していいという形をとっていますが、やはり会社の土地であったり、個人の土地であって将来開発の可能性があるとというようなことで、なかなか手が付けられない文化財が貴重な文化財が美祢市も数多くあるわけです。そういったものは、やはり計画的に一つ先行投資をする形をとらないと貴重な文化財、2000年それ以上の前の文化財が消滅していく恐れがあ

ります。そういったものを文化財行政として十分配慮して欲しい。せっかく国からこういった支援をやって先行投資をされる。大変結構なことですが、その他についても十分配慮して欲しいと。これ要望です。

委員長（山本昌二君） はい、ほかに質疑は。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それでは、1 - 33の衛生費の予防費なんですけど。この予報経費が395万3,000円ということで、予防接種委託料ということであります。執行部から説明がありましたので、私も一般質問で行ってききましたので、その中でちょっとわからないところを説明していただきたいと思ってるんですけども。まず、子宮頸がんについては、ワクチンについては、481人。小児用肺炎球菌、そしてヒブワクチンの接種については、856人。今後対象者がおられるということで、説明があったわけでございますけれども、今後、こういったワクチン接種において、いつから、どこでどのように周知して、そして誰が行うか。その辺がちょっと説明が十分ではなくて、ただ予防接種があるというだけで、その辺の今後のことがよくわからないと思うんですよね。その辺について言ったことに関しまして、少しでももう少しわかるように説明していただきたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 今、今後のことということで、今後は、来年の1月からこれを接種を始めてまいります。ただ接種の医療機関については、市内はもとより市外の医療機関にも協力をお願いすると言いますか、今、その辺りで契約事務とかいうのを進めておりますけれども、ただ、先程言いましたように、単価が県の医師会で統一的な価格になってるのが一番いいと思うんですけど、今、その辺りが調整中ということを知っております。美祢市といたしましては、周辺の医療機関、例えば山口市、それから美東のほうでは長門市もあります。豊田前のほうであれば、下関市もあります。それから西厚保のほうだったら、山陽小野田市もありますので、そういったところの医療機関にもご協力をお願いするというふうな格好になろうと思いますので、なるべく接種しようとする子どもさん達が接種しやすいような環境を整えながら対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それではですね、今、現実的に中学校1年生女子ですよ、来年の1年生からじゃあなくて、今の実際の1年生から対象になるのか。それ

と、今後、市も2分の1、国も2分の1ですから、市外で近郊の方、山陽小野田でされた場合ですね、その辺での手続きと言いますか、ただお願いしますと行って、すぐ簡単にできるのかどうか。その辺もちょっと明確になっていないので、それもわかれば説明をしていただきたい。

委員長（山本昌二君） はい、古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） あくまでも、これは平成22年度の対象の人が今回対象になるわけです。3月までですね。3回打たなくちゃあいけません。1回打って1ヶ月、間があいて、また間をあけて打たないといけませんので、この3月の間までに全部済むというわけにはいきませんので、それから、間隔をあけながら打っていかうというふうになるかと思います。それから市外のほうですかね。市外のほうでも打てるように委託契約が結べれば、うちから医療機関に直接お支払いする。或いは、それが難しい医療機関であれば、償還払いと言いますか、とりあえず払っていただいて、それをまたうちのほうからお支払いをします。ご本人にですね。立て替えみたいな格好になりますけれども。そう言った二つが考えられると思います。

委員長（山本昌二君） 岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） わかりました。それから、別なあれなんですけれども、1 - 29で、老人福祉施設費ということで、老人いこいの家管理経費ということで47万1,000円ついております。それで、これは西厚保町、今回水害でそういった方への対応ということで、温泉ですか、光熱費とかまた燃料費ですね、それと管理委託料がかさんだということで計上されておりますけれども、こういった施設というのは、カルストの湯も秋芳町下郷にあると思いますけれども、実質美祢市内では何カ所ぐらい、こういった高齢福祉施設というのがあるのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。市内にございます高齢者福祉施設といたしまして、今ここにご紹介いたしました厚保老人憩いの家、それからカルストの湯、それから嘉万の公民館に併設してございます嘉万老人憩いの家、さらに豊田前老人憩いの家がございます。ちなみに入浴施設を伴っておりますものは、厚保の老人憩いの家とカルストの

湯と嘉万老人憩いの家、以上3件でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） そういった老人憩いの家、特に温泉施設と言いますか、そういった浴場があることに关しましては、長寿化の推進、自由時間の増大の背景に伴って、健康の増進、保持やふれあいある生活を重点にこういった施設というのが建設され、地域の活性化に繋がっていると思っております。そういった意味合いであろうと思っておりますけれども、そういった中で特にここに集われている方、また入浴されている、特にカルストの湯、これについては、1年間でだいたい1万3,000人ぐらいですか。そしてそれ以外に厚保の高齢化施設、また秋芳町にもあるこういった施設、いずれにしても高齢者の方が地域で生活してよかったというそういう意味合いでのこういった福祉施設であろうと思っております。非常に私も高く評価しているわけでございますけれども、いずれにしてもこういった燃料費とか委託管理料、きちっと計上されて収支を見ても入浴収支ですね、使用料、こういったことを見ても、そういった額と非常に年間でカルストの湯は350万円ぐらい毎年、7年間ぐらいですか併設されて、赤字計上して、それ以上に地域のお年の方がそこで快適に過ごしていくことのほうが大事ということで、お金じゃあ代えられん部分が私は当然あると思っておりますけれども、いずれにしてもこういった市からの手出しに対していかに今後とも削減していくか。光熱費とか、熱交換機をつけてそして燃料費が少しでも削減していくよう、こういったところの努力というのは、どのような形で進めておられるのかということ、どのようなお考えをもっているか、ずっとカルストの湯のように350万、そのほかでもこういった委託管理料と光熱費で市から手出しが出ておりますけれども、その辺の行政としてのお考えというのをちょっと知らせて教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員の質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、高齢者福祉施設あるべき姿につきましては、只今岡山副委員長のほうからつつご説明いただき、何も加えることはないものでございますけれども、いずれにいたしましても、それぞれ高齢者の福祉施設につきましては、入浴施設だけではなくて現地の皆様の語らいの場と申しますか、お風呂に入浴されなくても例えば将棋をする仲間が集まるとか、囲碁をする仲間が集まるとかそういった

形で非常に地域に浸透しておる施設であろうというふうに思っております。経費削減につきましては、主な支出といたしましては、人件費、管理委託経費あるいは光熱費等々あるわけでございますけれども、当然できうるべき節約につきましては、重々これまでも行っておりますし、これからも行っていくと思っておりますけれども、先程言いましたように主な経費の中心が人件費にあたるものでございますので、そういったものになりますと、開館時間の短縮ということにもなりかねませんので、今、運営している状況を維持するということが、最低限今後も考えていかないといけないというふうに考えております。

委員長（山本昌二君） 岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 西厚保町の入浴料金というのちょっと私は把握はしてないんですけど、秋芳町下郷のカルストの湯は、市内の方は200円、そして市外の方は、400円という形であります。それで先程話しましたように一日がだいたい75人ぐらいか、それで1万2,000人から3,000人入浴されている。そのこういったカルストの湯とかこういった高齢施設というのは、収益を追求する施設じゃありませんから、それ以上に地域のふれあいが大切ということは、重々あれなんですけど、今の施設を運営するにあたって、委託料、人件費ですね、そして光熱費等で、今カルストの湯を一つ見ただけでも、この収益が何とかとんとんになるためには、約20,000人、大人の方が一日今70人程度が150人ぐらい程度の方が来たらとんとんぐらいになるかと思っております。だから、しっかり地域の人、市外の方もそうですけれども、そういった高齢者の方がたくさん来ていただければ、何とかとんとんになりますからこういった市の負担もかからなくなるし、非常にそういったところの私は、行政として努力していくことも大事ではないかと思っております。そういったところを行政のお考えとしてそこまでやるというお考えがあるのかどうか、せめて、ぐらいいにしてとんとんにしてしっかりと使っていただく。この点につきましては、ちょっとどのようなお考えであるか。別にそこまでやらなくても高齢者の方がしっかりと地域でこの湯を使っていたら、それは回収できる問題であるとそのようなお考えなのかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山委員が市の財政状況を考えて、この老人憩いの家等の施

設を維持をどうしていったほうがいいんじゃないかと。どうしていくんだというご質問だろうと思います。ただですね、今、白井課長が申しあげました西厚保の施設と嘉万の施設これは同様の施設ですね。その地域内のご老人の方、お年を召した方々がそこに集われて、風呂に入られる方もいらっしゃいますでしょう。今、彼が言いましたように将棋もされる方もいらっしゃるでしょう。ですから、そこを地域内の方々のコミュニティ施設として存在しておるといふ基本的な考え方があります。ただですね、カルストの湯につきましては、委員、御承知のとおり本来的にあそこに、ごみの処理施設があります。その地元に受け入れていただいたということをもって旧秋芳町は、あそこにカルストの湯をおつくりになったということがあって、それを引き継いでいるわけです。じゃあその目的は何かと言いますと、当初の目的はもちろん地域内の方がそこに集われてコミュニティを深めるという本来の目的もありますけれども、それと併せてですね広く区域外の方々に来ていただいて、そしてあの地域の振興につなげていこうということがありました。それも引き継いでおります。これは、今後また議論があるでしょうけれども、秋吉台の家族旅行村も同様ですね、これも健康増進ということで、旧秋芳町がつくられたものですが、これも外部から人をお招きをして、健康増進のための施設、全体の地域の振興に結びつけていこうという考えがあったんだらうと思います。ですから基本的なスタンスをやはりちょっと違うと来歴がですねということ認識しないと、この貴重な税金も投与しておりますんで考えていく必要があらうと思います。せっかく今カルストの湯についてもあるものですから、この秋芳地域のやはり外から人をですね導き入れるやはり施設になりうるものだらうと私も思っておりますんで、いろいろな地元のほうからのご要望等も頂戴しておるんですよ。ただし、岡山委員もおっしゃったようにただご要望があったから、お金を投資をして施設を大きくして、そういうこともなかなか考えづらいんで、十分のその辺も議論、それから将来的な展望も踏まえてですねこのカルストの湯をどういうふうに使っていくかと、それに対して公費をどれほど投入していくか、ということも考えていこうというふうに考えております。それについては、もちろんのこと議会サイドそれから市民の方のご理解も必要になるというふうに思っておりますから、十分な議論を深めたいというふうに思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） 岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 西厚保町そして秋芳嘉万、こういった高齢者の施設に關しましては、憩いの家とか、カルストの湯とは若干成り立ちとか背景が違いますので、西厚保、嘉万地域での入浴施設というのは、大変とは思いますが、私は、ずっと個人的には維持していただきたいと、そのように思っている一人であります。しかし、市長の説明があったカルストの湯に關しましては、ふるさと創生基金とかカルストの例の施設等ですね作るにあたっての基金というのが1億、地元に入っておりますし、そういったことで大きな施設、カルストの湯というのができて老人憩いの家として管理されている背景があると思えますけれども、なかなかその辺については、地元の声とかもいろいろあると思えますけれども、なかなか今後行政としても、なかなか判断がしにくいことだと私も理解はしております。今後、この施設については、市として指定管理にしていくとかそういったお考えというのは、制度をかえてしていくお考えがあるのかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） どうも担当部署では答えづらいようですから、私のほうから。はっきりとした回答になるかどうかわかりませんがお答えしましょう。ちょっと触れましたけれども、秋吉台家族旅行村については、指定管理をやってますよね。今、カルストについては、直営という形でご協力をお願いをして、あそこのお世話をさせていただく、おられる方をお雇いをしておるという形で直営をしておると。今、そのことを指定管理でやったかどうかということだろうというふうに思うんですが。ただですね、あそこ施設のあり方そのものが外部の方の導入を考えておられるけれども、今、おっしゃったとおりなんです。あれを運営していく中において、利用料をもって運営費を全部出していこうとするのであれば、指定管理としてやれると思えますね。ただそれは非常な乖離があると。その部分を公費を注入しながら、やっていくべきかどうかということもあります。これが結局、秋吉台家族旅行村は、それが言えとということ。本来的に料金設定があれを利用料で運営していくという体制で動いていないもんですから、それをその部分を家族旅行村については、税金ではないですけれども、ほかの観光事業のお金で維持をしておると。一生懸命ですね。という負の部分をもっておるとということ。そういうやり方をカルストの湯でやっていけるかどうかということ、私はちょっと今の時点で

はなかなか難しいなということがあります。ですから、先程申し上げたように、その辺も含めて十分に議論を深めないと、安易に指定管理でやりましょうということは避けるべきだろうと私は思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） 岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） はい、よくわかりました。いずれにしても、何と言いますか、カルストの湯は、慢性皮膚病そして糖尿病そして慢性婦人病とか切り傷、そういったところに効能がある非常にいい温泉施設であるカルストの湯であります。しっかりと特に市内では200円ですので、しっかりと市内の方が今以上にその施設を利用されればですね、それだけ市の負担が少なくなると思しますので、当面今の状態を維持されるのであれば、せめてもう少し市内の方が行くようなしっかりと宣伝等することも大事ななとそのように思っております。しっかりと行政、市長の思いというのは、今、理解しましたので、今後ともそういった理解であると状況であるということを理解して私どもまいりたいと思っております。以上であります。

委員長（山本昌二君） 副委員長、今のは、質問じゃあないですね。意見になるね。ちょっとルールがあるからその辺をきちっとしてもらわんと困る。そういうことで、申し訳ございません。今、意見になってしまいましたが、ほかの委員さん質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見は、改めてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第2号平成22年度美祢市国

民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書の2 - 1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,285万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億451万3,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。2 - 12、2 - 13ページをご覧ください。まず、款総務費・項総務管理費・目一般管理費の人件費につきましては、省略させていただきます。次に、この中の節13委託料といたしまして249万9,000円の増額補正でございます。これは、山口県国民健康保険団体連合会のレセプト審査支払システム等最適化に対応するため市の電算システムを改修するものでございます。続きまして、2款保険給付費・高額療養費・一般被保険者高額療養費、負担金、補助及び交付金といたしまして4,834万1,000円の増額補正であります。これは当初月平均1,760万円とみておりました高額療養費が月平均で2,160万円となる見込みになるもので、入院に係る医療費など一人当たりの高額の療養給付費が増加している状況にあるためでございます。続きまして、3款後期高齢者支援金等、これの負担金、補助及び交付金といたしまして56万円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療制度への支援のため社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、同基金よりの通知により補正するものでございます。次のページをお開きください。7款共同事業拠出金・高額療養費共同事業拠出金、負担金、補助及び交付金として1,401万7,000円の増額、それと目保険財政共同安定化事業拠出金、負担金、補助及び交付金といたしまして1,587万6,000円の増額補正でございます。これは国民健康保険団体連合会からの通知によるもので、高額医療費の伸びにより対応するものでございます。続きまして、10款諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金、償還金、利子及び割引料といたしまして113万4,000円の増額、次の目退職被保険者等保険税還付金、償還金、利子及び割引料として9万8,000円の増額補正でございます。これは国保資格の変更などにより過年度分保険税を還付するもので、前年に比べまして還付件数が増加しているため補正するものでございます。続きまして、目償還金、償還金、利子及び割引料として360万9,000円の増額補正でございます。これは平成21年度特定健康診査、保健指導事業費等の確定に伴う精算金で、国及び県への償還金でございます。続きまして、11款予備費でございます。今後の医療費の増加に備え7,179万8,000

0円の増額補正でございます。

次に歳入についてご説明いたします。2 - 8、2 - 9ページをお開きください。3款国庫支出金・国庫負担金・療養給付費等負担金、現年度分934万4,000円の増額補正でございます。これは歳出で説明いたしました一般被保険者高額療養費及び後期高齢者医療費支援金の増額に対する国庫よりの負担金でございます。続きまして、目高額療養費共同事業負担金、こちらの350万4,000円の増額補正でございます。これは歳出で説明いたしました高額療養費共同事業への市の拠出金に対する国庫からの負担金で、決定通知によるものでございます。続きまして、2項国庫補助金・財政調整交付金・普通調整交付金247万3,000円の増額補正でございます。一般被保険者高額療養費及び後期高齢者医療費支援金の増額に対する国庫よりの交付金でございます。続きまして、6款県支出金・県負担金・高額療養費共同事業負担金といたしまして350万4,000の増額補正でございます。これは高額療養費共同事業への市の拠出金に対する県からの負担金で、決定通知によるものでございます。続きまして、2項県補助金・財政調整交付金・普通調整交付金192万4,000円の増額補正でございます。これは一般被保険者高額療養費及び後期高齢者医療費支援金の増額に対する県よりの交付金でございます。次のページをお開きください。7款共同事業交付金・共同事業交付金・高額療養費共同事業交付金といたしまして3,488万円の増額補正でございます。これは高額療養費の増額による国民健康保険団体連合会からの交付金でございます。続きまして、9款繰入金・他会計繰入金・一般会計繰入金、職員給与費等繰入金257万8,000円の減額補正です。これは人件費相当額等の減額となっております。続きまして、10款繰越金・繰越金、前年度繰越金でございます。平成21年度決算の結果により9,980万4,000円を増額補正し、充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） それでは、説明が終わりましたが、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第2号平成22年度美祢市国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、議案第6号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。補正予算書の6-1ページをお開き願います。この度の補正は、歳入歳出それぞれ4,014万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,440万2,000円とするものがございます。最初に歳出についてご説明を申し上げます。6-10、6-11ページをお開き願います。第1款総務費・第2項総務管理費・第3目一般管理費並びにその下の第3款地域支援事業・第2項包括的支援事業・任意事業費・第4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、職員の人件費に係るものがございます。詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。続きまして、その下の第5款諸支出金・第1項償還金及び還付加算金・第2目償還金におきまして、過年度国庫補助金等精算返還金として20万4,000円を増額補正いたしてございます。これは平成21年度におきまして実施をいたしました介護予防実態調分析支援事業の精算の結果、超過交付となった部分を返還するものがございます。続きまして、6-12、6-13ページをお開き願います。第6款予備費・第1項予備費・第1目予備費4,043万9,000円についてでございます。これは、今後の介護給付費等の増数に備えて増額補正いたすものがございます。次に、歳入についてご説明いたします。6-8、6-9ページをお開き願います。第8款繰入金・第1項一般会計繰入金・第3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）における21万4,000円を増額補正並びに第4目その他一般会計繰入金における70万8,000円の減額補正につきましては、いずれも、先程、歳出においてご説明をいたしました、職員の人件費の補正に伴うものがございます。続きまして、第9款繰越金・第1項繰越金・第1目繰越金についてでございますが、平成21年度決算の結果4,064万3,000円を

増額補正し、充当するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第6号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第8号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書8-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ496万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,297万3,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。8-10、8-11ページをご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金でございます。これは平成21年度後期高齢者医療保険料の精算金で456万4,000円の増額補正でございます。続きまして、3款諸支出金、償還金、及び還付加算金、保険料還付金、償還金利子及び割引料といたしまして40万1,000円の増額補正でございます。これは平成21年度以前の死亡、転出などの被保険者の資格異動及び保険料変更等に伴う過誤納納付還付金でございます。次に歳入についてご説明いたします。前のページをお開きください。4款繰越金、前年度繰越金でございます。これは平成21年度決算の結果496万5,000円を増額補正するもので、先程説明いたしました歳出に充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対

する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第 8 号平成 22 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは議案書の 18 ページ、また参考資料の 20 ページを合わせてご覧頂きたいと思います。議案第 18 号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定につきまして、ご説明を申し上げます。美祢市大嶺町奥分 3 3 3 1 番地に現在設置しております美祢市立豊田前保育園の指定管理期間が、平成 23 年 3 月 31 日をもって満了いたします。当施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づく公募を行いまして、指定管理者として、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、紫光会を再指定するものであります。よろしく願います。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。質疑はございませんか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 公募して指定管理者するところには異議はないんですが、今、指定管理者について、いろいろこの 10 日の日に合同委員会をしようという話になっていますけど、この例えば指定管理者がこの参考資料で規約とかそういうものが、ずらずらっと出ておりますけれど、どういった条件で公募したのかということと、どういった指定管理料ですね、指定管理料がいくらなのかということも、そこまで議決事項に入っていないと言われればそれまでなんですけど、今回のほうも全然そういった中身の内容がさっぱり見えてこないということと、保育園を運営する

にあたって、やはりどれだけの人数で公募したのかとかですね、保育士は何人いるのかとかそういったことが全然書かれていないので、そういったことが全然わからない段階で、果たして何を議決していいのか、ちょっと理解に苦しむんですが、そういったことは、元々最初の議決事項から入っていないと言われればそれまでですから、何とも言えないんですが、その辺の内容は、どういうふうに判断したらいいんでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） まず、第1点目ですけれども、今回一般公募したということでございます。この公募の条件といたしましては、市内にある団体であって、今日まで保育園など運営経験のある団体を条件に一般公募しました。（発言する者あり）

委員長（山本昌二君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 何か、あの10日の日の合同委員会があると思います。その中で多分、指定管理についての一般的と言うたらおかしいですね。どういうふうな判断材料をしたらいいのかという議論も出てくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、今回、もう一つもへき地保育とですね、18号、19号、20号、26号と指定管理者、ずらずらっと書いてありますけど、指定料金が今回問題にもなってますけど、指定管理料が本当にそれが適正なのかどうかという判断も全然わかりませんし、もしそれが判断が今回甘かったらですね、じゃあ補正で簡単にその指定管理料がかわっていくのかっていう、これもまたちょっとおかしな話かなというふうに思いますので、（発言する者あり）当然そうなんですけど、保育園にしてもそうですし、廃棄物処理施設についてもここはちょっと収益の分が出てきますんで、そういった面も含めてこの件は、ここで判断できるのかなというふうに思いますけど委員長どうでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、今、貴重な意見が出ましたが、質問を兼ねての意見のように思われますけれども。これ大変、考え方によれば、このまんま採決にもっていきたいと思いますが、ここで1時まで暫時休憩をさせていただきます。（発言する者あり）はい、へたら撤回いたします。市長さんお願いします。（発言する者あり）じゃあ5分間休憩させていただきます。（発言する者あり）それでは、12時まで休憩させていただきます。どうもお疲れでした。

午前 11 時 47 分閉会

午後 0 時 18 分再開

委員長（山本昌二君） 委員会を再開いたします。先程、西岡委員からの発言ございましたが、これにつきましては、また後ほどの議案との関連性がございますので、その時、再度質問をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願います。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 本案に対するご意見は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第 18 号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは議案 19 ページ、また参考資料では 24 ページ合わせてご覧いただきたいというふうに思います。議案第 19 号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。まず施設の名称でございますが、美祢市地域活動支援センターあじさい。次に指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会、指定管理期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までであります。この施設は秋芳町嘉万に設置しておりますが、美祢市心身障害者（者）福祉施設あじさいの指定管理期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって満了いたします。当施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項に定められる施設の性格及びこれまでの実績を考慮いたしまして、公募によらない指定管理者として、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間を社会福祉法人美祢市社会福祉協議会に再指定するものであります。よろしくお

願いたします。なお、現在定員10名のところ12名が通所しております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第19号美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。これは、美祢市リサイクルセンター・美祢市一般廃棄物最終処分場の指定管理者の指定についてでございます。この施設は、平成20年度から指定管理者制度を導入しておりまして、平成20年度から平成22年度の3年間につきまして、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者としてしてございました。この度、平成23年3月31日をもって指定期間が満了いたします。これに伴いまして、向こう3年間、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの向こう3年間についての指定管理者の候補者の選定作業を行ったところでございます。候補者につきましては、公募いたしました。2社の応募がございました。続きまして、7名の委員によりまず選定審査会を開催いたしました。委員の方々には、この応募者から提出された申請書を、それから応募者からのプレゼンテーション、それから委員による質疑・応答などを行いまして、審査会の結果として、有限会社美祢環境クリーンを次期指定管理者候補とされたところでございます。この結果を受けまして、有限会社美祢環境クリーンを美祢市リサイクルセンター・美祢市一般廃棄物最終処分場の次期指定管理者として指定する

ことにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、ご審議をお願いするものでございます。会社の概要等は、参考資料の35ページから40ページをご覧くださいと思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 只今、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 今回この入札、この美祢市の廃棄物処理施設のこの指定管理者の指定については、業者が2社ほどあったということで確認しましたけれども、この指定管理について、説明と言いますか、もっとたくさんいろいろ我々が議決しやすいようにですね、いろいろ資料をしっかりとつけて頂きたいと思うし、代表者だけの氏名になってますし、いろいろ私ども指定管理する方の管理責任者とかですね、また事務局長とかその辺の方のこともはっきりといろいろ分かっておればですね非常に議決しやすいと。今後、今回もこういった指定については資料ありますけれども、この辺の資料の作り込みにつきましては、もう少し各委員に分かりやすい形での資料作りといいいますか、その辺をお願いしたいと思いますが、その点について如何でしょう。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 岡山委員のご質問にお答え申し上げます。資料につきましては、どこまでをどういう形で用意をしたらいいものかということにつきましては、いろいろと内部のほうで検討させていただきたいと思えます。

副委員長（岡山 隆君） それからですね、今回この指定管理については仕様取引先の金融機関が株式会社山口銀行となっておりますけれども、この辺の検査と言いますかね、美祢市も拘わっていることでもありますから、この指定金融機関等の検査ということでこの地方自治法施行令ですね168条の4で出納長または収入役は指定金融機関と指定代理金融機関収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収入または支払の事務及び公金の貯金の状況を検査しなければならないとありますけれども、この辺についてはちゃんと検査したかどうかお伺いいたします。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 岡山委員のご質問にお答えいたしま

す。直接的な検査はいたしておりません。応募者から提出された申請書類につきましては、この提出されたものが、間違いがないということをそういう書類を頂いております。

副委員長（岡山 隆君） 良くわからないんですけども、この辺についてはまたしっかりと連合審査等もありますので、その時にお伺いしたいと思っております。

委員長（山本昌二君） 他に。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） この指定管理についての異議はございませんが、先程、西岡委員が発言された件、施設の管理運営に関する指定と収益事業を伴う指定管理、これについてはある程度の審査をする、我々議会として審査をするその判断材料が不十分なために適切な判断がしかねると、こういう意見でございましたので、やっぱりこういった意見は本委員会だけではなく合同審査の席でいろいろ意見も出るかと思いますが、本委員会としては一応付託された案件については採択しても、そういう意見のあったことは委員会として報告する必要があるんじゃないかと、こう思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） （発言する者あり）もう一遍言って下さい。

委員（河本芳久君） 先程、西岡委員の意見として、一応意見として出ておりました。要するに指定管理にあたって施設管理の運営に係わる指定と収益事業を伴う施設の指定については、やはり慎重な審議が必要であろうと、特にその時にそれぞれの指定に関しては指定審査会というのがあって、そこで十分論議されてるからその意見は我々としても尊重しなくちゃならない。しかし収益を伴う事業にあたっては、もっと判断材料が提示されないと我々はこれを議決していいかどうか留保すべきか、そういう判断がしにくいのでこれまでのいきさつとしては、そういう資料の提示はなされない。またそれを求めるような指定の手順になっておりませんので、そのことについては今ここでどうこう言うことはできませんが、今私の述べた意見と先程の西岡委員の言われた意見を総合して議決の結果は一応了解したが、意見として以上の意見が出たと言うことを委員長報告の中に取り上げて欲しいとこういう要望です。

委員長（山本昌二君） はい、分かりました。ありがとうございました。西岡委員議案第20号のところで（発言する者あり）いいですか。それでは他にご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） それではお手元議案書の26-1、参考資料として76ページのほうをお開き願います。それでは議案第26号美祢市都市公園の指定管理者の指定について、美祢市都市公園の指定管理者の指定を下記のとおり行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。指定管理する施設は秋吉台国際芸術村であります。指定管理者となる団体の名称は、財団法人山口県文化振興財団でございます。指定の期間でございますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。続きまして、指定管理者となる山口県文化振興財団についてご説明申し上げます。参考資料のほうをお願いします。当財団は、事務所は山口市滝町1番1号、いわゆる県庁のなかでございますが、文化振興課のほうにあります。設立年月日が、平成5年3月31日とすることでございます。基本財産が、10億10万円でございます。現在職員が21名おられます。主要取引先金融機関は、西京銀行、山口銀行でございます。当財団の沿革については、平成5年の3月31日に設立され、平成8年6月30日にシンフォニア岩国を開館、それから平成10年8月25日に秋吉台国際芸術村の開村、以来、秋吉台国際芸術村の指定管理者となっております。旧秋芳町時代の指定管理者として指定されたのは、平成20年3月6日に第2回秋芳町議会の議案第21号で議決され、平成20年3月7日から平成23年3月31日まで指定されておられます。以上が指定管理者の概要でございます。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今説明の中で秋吉台国際芸術村の管理というような言葉が出ましたが、私もよく頭を整理せんじやいけんが、あの芸術村の中にある公園、これを指定管理にお願いするとこういう形になるわけですね。その辺のところ、施設全体の管理運営というのではなく、その辺の区別をちょっと明確にさせていただきたい。

委員長（山本昌二君） はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 河本委員さんの質問に回答させていただきます。ご指摘のように実質は都市公園をこの度指定するものでございます。市の条例によりますと、市の条例の公の施設には国際芸術村と言うふうに標記されておりますので、この施設の名称を秋吉台国際芸術村と言うふうにさせていただきました。その実態はどういうことかという、いわゆる秋吉台国際芸術村というものは山口県が所有する秋吉台国際芸術村があります。これは主要な建物でございまして、延べ床面積が、7,663平米でございますが、これを山口県が所有しております。それから美祢市が所有しておるのが、都市公園の秋吉台国際芸術村でございまして、これは同秋吉台国際芸術村の施設を取り囲むようになってございまして、全体の面積が32ヘクタールでございます。田んぼ、山林等で構成されております。そのほかに公園の施設として中央広場あるいは遊歩道、外来の駐車場、排水路、沿路、植栽、用水池、それから調整池等がこの32万㎡の中にあります。この公園施設をいわゆるこの度指定管理をしようというものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 良くわかりましたが、一番の気になるのが、後の借景、あの南に面し北東にそびえ立つカルストのいわゆる岩場、岩石、その自然の折りなす景色、これは非常に魅力的で国際的な芸術を報道する場所であるということであそこに設置されているんですが、その辺の施設の立木等について、ほとんどそれは今購入されてるんですか。未購入の土地もあるんですか。ちょっとその公園の中の面積、そして一応公園の敷地内として後の借景も全部含まれてるかどうか、確認したいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、佐藤課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 河本委員さんの質問にお答えします。ご

指摘のように当施設は国際芸術村と呼ばれるにふさわしい、いわゆる芸術家を育成するために後の自然等も取り込んで芸術家のいわゆる創造性を高めるためにですね、後の借景のいわゆる山林施設もその32万㎡の中に入っております。

委員長（山本昌二君） 河本委員いいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見もないようでございますので、これより議案第26号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案10件について、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 委員長に9月の委員会の際にお願いしたんですけど、学校の統廃合の件について、こういうふうな形で進めて行ったらどうかと言う要望書なり意見書なりを執行部のほうに提出したらどうかと、この委員会で話が出てですね、この委員会として行政視察に統廃合について勉強しに行った経緯がございますので、是非、12月議会若しくは3月議会まで臨時会も1月にございましょうけれども、そういった席です是非、意見書なり要望書なりをこの委員会としてまとめてですね、執行部のほうに提出できるような段取りを執っていただきたいというふうに思いますが、如何でしょうか。

委員長（山本昌二君） この件につきましては、本委員会といたしましても先進地の調査等行いまして、他の神奈川県の方でございましたけれども、非常に先進的な統廃合されて市民の皆さんからも非常に喜ばれておられますし、また子どもたちも生徒数が増えたということで、友達も増えたということで、喜んでおる状況を目にしました。この件につきましては、いずれこの委員会で詰めをいたしまして、市長さん教育長さん宛に、またあるいは議長さん宛にもですね、改めてそうした西岡

委員が言われましたような要望書、意見書等提出させていただきたいと思います。その時期につきましては、この3月議会までには準備していただきたいというふうに思っております。委員の皆さんそういうことで意見が一致しておりましたが、今改めて執行部の皆さんの前でここでご意見が出ましたので報告させていただきます。その際にはよろしく願いいたします。ほかにその他ご意見がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 以上もちまして、本委員会を閉会させていただきます。お疲れでございました。ありがとうございました。

午後0時43分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年12月6日

教育民生委員長

山本昌二